

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 19 日 号外第 243 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 19 日 法律第 51 号
【管轄省庁】	金融庁
【施行期日】	平成 22 年 11 月 19 日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
【法令のあらまし】	<p>1 認可特定保険業者に対する保険業法の特例</p> <p>(1) 特定保険業に係る保険業法の特例</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）の公布の際現に特定保険業（平成17年改正法による改正後の保険業であって、同法による改正前の保険業に該当しないもの）を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者を含む。）は、行政庁の認可を受ければ当分の間、特定保険業を行うことができる。</p> <p style="text-align: right;">（平成17年改正法附則第2条関係）</p> <p>(2) 認可手続</p> <p>(ア) (1)の認可を受けようとする者は、平成25年11月20日までに所定の申請書を行政庁に提出しなければならない。この申請書には、①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料及び責任準備金の算出方法書等を添付しなければならない。</p> <p>(イ) 行政庁は、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって、その行う特定保険業が平成17年改正法の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、(1)の認可をする。</p> <p style="text-align: right;">（平成17年改正法附則第2条関係）</p> <p>(3) 認可特定保険業者に対する包括移転</p> <p>平成17年改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者（一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。）</p>

が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合における所要の規定を整備する。

(平成17年改正法附則第3条関係)

2 認可特定保険業者に対する規制

(1) 業務

(ア) 認可特定保険業者は、特定保険業等（特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業をいう。）を行うことができる。これら以外の業務を新たに行うには、行政庁の承認を要する。

(イ) 認可特定保険業者は、資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の方法によらなければならない。その他の方法は省令で定める。

(ウ) 認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(平成17年改正法附則第4条関係)

(2) 経理

(ア) 認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこととし、行政庁の承認を受けた場合を除き、特定保険業等に係る会計から他の業務に係る会計へ資金運用等をしてはならない。

(イ) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならない。

(ウ) 認可特定保険業者は、毎決算期において、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金を積み立てなければならない。積み立ての方法は省令で定める。

(エ) 認可特定保険業者は、保険計理人を選任し、保険料の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならない。(認可特定保険業者からは、省令で定める要件に該当する者を除く。)

(平成17年改正法附則第4条関係)

(3) 組織再編等

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>認可特定保険業者が行う保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託並びに合併等について規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年改正法附則第4条関係)</p> <p>(4) 監督規定</p> <p>(ア) 特定保険業に関する定款変更、事業方法書等の変更を行う場合には、行政庁の認可を要する。変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければ、認可されない。</p> <p>(イ) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>(ウ) 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令等の監督に関する所要の規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年改正法附則第4条関係)</p> <p>(5) 募集規制</p> <p>認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集について、保険契約の締結等に関する禁止行為等に関する規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年改正法附則第4条の2関係)</p>
【改正される法令】	保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号） 登録免許税法（昭和42年法律第35号）